

生徒指導上の共通理解事項

『服装・身だしなみについて』

《通年での確認事項》

- ◎ 学校生活にふさわしい服装に心がける。
 - ・ ニーハイソックス（膝上）は、禁止。
 - ・ スニーカーソックス（くるぶし以下）は、禁止。
- ネームは登校時につけないようにする。（ネームは、下校時に学校で【児童用机の引き出しの中、ウォールポケット等】に保管する。） ※ 1年生は付ける。（回転式ネーム）

《暖かい時期の服装について》

- 露出度の高い服装は避け、学校生活にふさわしい服装にする。
 - ・ タンクトップや背中が大きく開いた服装などは避ける。
- 必ず下着を着用し、衛生的に過ごせるようにする。

《寒い時期の服装について》

- フード付きの服を着る場合は、フードは被らない。
- ポケットに手を入れて歩かない。どうしても寒い場合は手袋の着用は認める。（ただし、校門に入ったら手袋は取る。）
- マフラーやネックウォーマーは使用しない。

《身だしなみについて》

- 髪が肩まで伸びた時には、まとめるようにする。また、前髪も目にかかる時には、留めるようにする。
 - ・ シュシュやリボンはやめ、黒か紺、茶等のゴムでまとめるか、ピンで留めるようにする。
- ミサंगा等のアクセサリは、禁止。（手首、足首とも）

《体育（運動）時の服装について》

- 基本的には半袖、半ズボンで学習（運動）する。
- 体育の学習では、運動にふさわしい靴下を履くようにする。
- タイツやスパッツは脱ぐようにする。
- 梅雨時や運動会練習期間中、体育服が乾きにくい時期、繰り返し着用する時期は、かわりの白いTシャツやポロシャツを着用することを許可する。
（但し、できるだけ無地、派手なプリント等のないTシャツを着用させる。）
- 半袖の体育服の下からのアンダーシャツの着用は禁止。長袖の体育服の着用やトレーナー等の着用は許可する。
- 体育服を忘れた児童は、見学または補助をさせる。

『その他の内容について』

- 放課後は原則として学校に残らずにすぐに下校する。（学級PTAの時であっても保護者を待たず普段通り下校する。）
- 学校への携帯電話の持ち込みは禁止。（ただし、特別な理由のある場合は学校長の許可を得て教頭先生が職員室で下校時まで管理する。）
- 学校には学習で必要な物以外の物は持ち込まない。（キーホルダーやキャラクター商品、お菓子など見つけた場合は担任が預かる。）
- 校庭で遊べる時間は2時間目休み時間と昼休みとする。ただし、授業開始のチャイム終了までには着席して待つ。
- 移動の際は、原則として該当学年の教室のある階の廊下を通り移動する。
- かさやバッグ、くつ等の持ち物は単色で華美でない物を使用させる。